解散命令公告

名古屋市公告

下記に掲げる組合は、その代表権を有する者が欠けており、又はその所在が知れず、商店街振興組合法第87条第１項の規定に基づき、解散命令の要旨を下記のとおり公告する。

平成30年３月９日

名古屋市長　河村たかし

記

命令の要旨

商店街振興組合法第86条第２項の規定に基づき解散を命ずる。

名称及び主たる事務所の所在地

飯田街道商店街振興組合

名古屋市千種区小松町７丁目21番地

港新世界商店街振興組合

名古屋市港区港陽三丁目８番14号

教示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができる。

また、この処分について不服がある場合は、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、名古屋市を被告として（訴訟において名古屋市を代表する者は名古屋市長となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することもできる。

さらに、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、名古屋市を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳（自称安藤正）、年齢50歳から70歳位の男性、身長181㎝、中肉、頭髪白髪混じり

上記の者は、平成29年12月８日午後５時頃、荒川区南千住５丁目にあるビジネスホテル内において発見されたもので、死亡日は同日午前頃と推定されます。身元不明のため、遺体は火葬に付し、遺骨は保管してあります。お心当たりの方は、当区福祉部福祉推進課まで申し出てください。

平成30年３月９日

東京都　荒川区長　西川太一郎

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢60～80歳位の女性、身長143㎝、体格普通、黒色ハイネック長袖Ｔシャツ、ベージュ色ハイネック長袖Ｔシャツ、茶色長袖Ｔシャツ、黒色長袖Ｔシャツ、ベージュ色股引、茶色股引、ピンク色パンツ、ベージュ色パンツ、茶色パンツ、ベージュ色レッグウォーマー、赤色レッグウォーマー、白色膝サポーター、黒色靴下を着用、所持金品無し

上記の者は、平成29年11月20日午前６時30分頃、神奈川県足柄下郡湯河原町吉浜13番地先湯河原海水浴場砂浜で発見されたもので、身元不明のため火葬に付し、遺骨は保管してあります。心当たりの方は、当町社会福祉課まで申し出てください。

平成30年３月９日

神奈川県　湯河原町長　冨田　幸宏

無縁墳墓等改葬公告

適正な墓地管理運営のため無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から１年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますので、ご承知ください。

平成30年３月９日　岡　崎　市

１．墳墓等所在地　愛知県岡崎市才栗町字流石51番地

１．墳墓等の名称　岡崎墓園

１．死亡者の本籍及び氏名　愛知県西尾市市子町大宮東84番地１　蛭川かね、愛知県豊田市栄町２丁目17番地　古巣三郎・古巣静江

１．改葬を行おうとする者　愛知県岡崎市十王町二丁目９番地　岡崎市長　内田　康宏

無縁墳墓等改葬公告

適正な墓地管理運営のため無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から１年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますので、ご承知ください。

平成30年３月９日　岡　崎　市

１．墳墓等所在地　愛知県岡崎市才栗町字流石51番地

１．墳墓等の名称　岡崎墓園

１．死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

１．改葬を行おうとする者　愛知県岡崎市十王町二丁目９番地　岡崎市長　内田　康宏

公示送達

山田都市計画事業山田地区震災復興土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第100条第１項の規定による使用収益停止通知について、送付すべき場所を確知することができなかったので、同法第133条第１項の規定により、その内容を下記のとおり公告する。

平成30年３月９日

山田都市計画事業

山田地区震災復興土地区画整理事業

施行者　山田町

代表者　山田町長　佐藤　信逸

記

１　書類の送付を受けるべき者の氏名及び住所

氏名　吉田　　清

住所　岩手県下閉伊郡山田町飯岡18番戸

２　通知の内容

吉田清外５名の宅地

文書番号　建第864号　平成28年３月14日

宅地

市 町 村　下閉伊郡山田町

町又は字　八幡町

地　　番　323―1

地　　目　田

登記地積　102㎡

基準地積　102.69㎡

使用し、または収益を停止する日

平成30年３月30日

（教示）

この通知について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して３箇月以内に岩手県知事に審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第19条に規定されています。）

また、行政事件訴訟法の規定により、この通知書を受け取った日（その他、審査請求をした場合において、裁決があったことを知った日）から６箇月以内に山田町を被告として取消訴訟を提起することができます。

公示送達

山田都市計画事業山田国道45号周辺地区震災復興土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第100条第１項の規定による使用収益停止通知について、送付すべき場所を確知することができなかったので、同法第133条第１項の規定により、その内容を下記のとおり公告する。

平成30年３月９日

山田都市計画事業

山田国道45号周辺地区震災復興土地区画整理事業

施行者　山田町

代表者　山田町長　佐藤　信逸

記

１　書類の送付を受けるべき者の氏名及び住所

氏名　佐藤　カヨ

住所　不明

氏名　佐藤安兵衛

住所　岩手県下閉伊郡山田町飯岡358番戸内

２　通知の内容

佐藤カヨの宅地

文書番号　建第564号　平成30年１月12日

宅地

市町村名　下閉伊郡山田町

町又は字　川向町

地　　番　26―２

地　　目　宅地

登記地積　9.25㎡

基準地積　9.51㎡

使用し、または収益を停止する日

平成30年３月30日

佐藤安兵衛の宅地

文書番号　建第564号　平成30年１月12日

宅地

市町村名　下閉伊郡山田町

町又は字　川向町

地　　番　29―４

地　　目　宅地

登記地積　6.94㎡

基準地積　7.14㎡

使用し、または収益を停止する日

平成30年３月30日